

足利市地域福祉計画

(第2期計画)

平成25年3月

足 利 市

目 次

第1章 地域福祉計画の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
(1) 地域社会の変化	1
(2) 計画の目的	2
(3) 地域福祉計画の法定化	2
2. 計画の策定	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の位置づけ	5
(1) 児童福祉分野の計画	6
(2) 障がい者福祉分野の計画	7
(3) 高齢者福祉分野の計画	9
(4) ひとり親家庭福祉の計画	10
(5) 保健・医療分野の計画	11
(6) 防災分野の計画	12
(7) 本計画と各計画との関係図	14
第2章 地域福祉の現状と課題	15
1. 足利市の現状	15
2. 市民が抱える課題	18
第3章 計画の基本理念と基本目標	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
第4章 地域福祉施策の方向	21
1. 施策の体系図	21
2. 施策の方向	23
1 安全で安心して住み続けられるまちづくり	23
(1) 地域福祉の支援	23
(2) 地域活動の支援	25
(3) 民生委員・児童委員活動の支援	26

(4) 相談援助体制の推進	27
(5) 移動手手段の確保	28
(6) バリアフリーの強化	28
(7) 地域ぐるみでの防犯活動	29
(8) 防災体制の強化	30
2 たくさんのつながりがあるまちづくり	32
(1) 地域住民の憩いの場の提供	32
(2) 世代間交流等の促進	32
(3) 市社会福祉協議会の活動支援	33
(4) 地区社会福祉協議会の活動支援	33
(5) 生涯学習機会の提供	34
3 参加と協働によるまちづくり	36
(1) ボランティア活動の支援	36
(2) ボランティアの養成	36
(3) 福祉への意識の高揚	37
(4) ボランティア活動の情報提供	38
(5) 「愛のひまわり運動」の周知	38
第5章 計画の推進に向けて	39
1. 計画の公表	39
2. 計画の推進体制	39
3. 市民・福祉事業者・行政の役割	39
(1) 市民の役割	39
(2) 福祉事業者の役割	40
(3) 行政の役割	40
参考資料編	
(1) 市民アンケート調査	41

第1章 地域福祉計画の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 地域社会の変化

近年我が国の高齢化は、他の先進諸国に例を見ないスピードで進んでおり、団塊の世代が65歳以上に達する平成23年には高齢化率23.3%（本市25.30%）※1に達し、依然として進行していく状況です。

また、出生率は、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）以降下降し続け平成23年には1.39%（本市は1.28%）※2となり低い状況で推移しています。

このように少子高齢化は急速に進んでおり、本市にとっても例外ではありません。また、家庭環境も核家族化が進み、価値観やライフスタイルも多様化しています。

かつての伝統的な家庭や地域住民の結びつきが弱体化し、コミュニケーション不足が指摘されるなか、孤立死や孤独死問題が浮上するなど、人と人とのつながりの希薄化が浮き彫りになり、大きな社会問題になっています。

また、青少年や中年層においても、生活不安とストレスが増大し、家庭内暴力や虐待、いじめ問題などが新たな社会問題となり、その問題の本質が見えにくくなってきています。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人との絆や地域での支え合いの重要性、ボランティア活動への関心が高まり、福祉活動への認識が高まっております。

こうした住民意識や生活課題を的確に捉え、行政・福祉事業者・市民が連携し、お互いに支えあう「新たな支え合い」の視点を盛り込んだ地

域福祉計画の策定が必要とされています。

※1… 平成23年10月1日現在の高齢化率を示す。

※2… 平成23年10月1日現在の合計特殊出生率を示す。

(2) 計画の目的

地域福祉とは、住み慣れた地域で誰もが安心して豊かな生活を送るため、支えあい・助け合う地域づくりを進めていく取り組みのことです。

福祉サービスは、高齢者や障がい者などの特定の人のためのものというイメージを持っている人が多いかもしれません。

しかし、誰でも病気になったり、介護が必要となったり、乳幼児の相談や手助けなどが必要となることがあります。その時に、市民や地域福祉活動団体・ボランティア、専門機関や行政等地域にかかわるすべての者が協力・連携して支えていく「地域福祉」の仕組みづくりが求められてきています。

一方で、主体的にボランティア活動に参加し、自らの手で地域を住みやすくしていこうという動きや、NPOを組織して地域の福祉課題への対応を事業化して取り組む動きも出てきています。

本市では、多くの市民や団体が主体となって福祉活動に取り組み、ともに助け合い支えあう地域社会を基盤とした地域福祉を推進するため、地域福祉計画を策定するものです。

(3) 地域福祉計画の法定化

① 社会福祉基礎構造改革

国の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、これからの社会福祉のあり方を「個人が人として尊厳をもって、家庭や地域

の中で障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と提起し、その実現のために地域福祉の推進の必要性を強調しました。

この社会福祉基礎構造改革の考え方を受けて、平成12年に社会福祉事業法を改正・改称して成立した社会福祉法（以下「法」という。）で、初めて法第1条の法の目的において、地域福祉が「地域における社会福祉」として明記され、さらに法第4条では、さまざまな主体が協力して地域の中でノーマライゼーション※3を実現することを「地域福祉の推進」と規定しました。

それを実現する方策の一つとして市町村地域福祉計画の策定が法定化されました（法第107条）。

また、平成19年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。

※3…ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、社会生活を普通に送れるような条件を整え、社会生活を共にすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。

② 地域福祉計画関連条文（社会福祉法より抜粋）

地域福祉計画は、法第107条の規定に基づく、「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の策定

法第107条は、地域福祉計画を策定又は、変更する場合は地域住民をはじめとしてさまざまな関係者の意見を聞いたり、内容を公表するなど策定過程を重視しています。このことは、社会福祉法第4条で地域福祉の推進主体として地域住民が位置づけられていることとも関係しています。すなわち、地域住民は、行政主導の事業や活動等に客観的な立場で参加するのではなく、自らが地域福祉を作り上げていく主体であることを求められているからです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、市政運営の基本方針である、第6次足利市総合計画“あしかが輝きプラン”を上位の計画とし、「あしかが こどもの笑顔プラン（後期計画）」（こども課）、「あしかがし障害者福祉プラン」（社会福祉課）、「足利市ゴールドプラン21」（いきいき長寿課・介護保険課）、「健康あしかが21プラン」（健康増進課）などの分野別計画を包括した計画です。各計画の地域福祉の基本理念や基本目標などを明示し、それぞれの基本的な事項の連携を図り、各施策が地域において横断的・効果的に展開する役割を担っています。

さらに、市社会福祉協議会が策定する「足利市地域福祉活動計画」とも整合・連携を図っていきます。

なお、各種計画の概要は、次のとおりです。

(1) 児童福祉分野の計画

あしかが こどもの笑顔プラン(後期計画)ー(足利市次世代育成支援対策行動計画)ー

1. 計画概要

おおむね18歳未満のこどもとその家庭、地域、事業者、行政などすべての者を対象とし、地域社会での協働の下、子どもの健全育成、子育て支援などの次世代育成支援対策に関する取組みを進めるために策定しました。

基本理念

「支えあい 育ちあい あしかがなら笑顔で子育てできるよね」

地域も子育てをする家庭を積極的に応援することにより地域住民の連帯感や支えあいが生まれ、より住みよいまちへと生まれ変わっていくことを基本理念とし設定しました。

基本目標

- ① すべてのこどもの幸せを願って
- ② すべての家庭の中でゆとりを持って子育てができる環境づくり
- ③ 地域みんなで子育て家庭を温かく応援するまちづくり

施策の体系

- ① 地域における子育て支援
- ② 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ③ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の支援
- ⑥ こども等の安全の確保
- ⑦ 支援を必要とする児童への取組の推進
- ⑦ー2 ひとり親家庭等の自立支援の推進(26施策)

2. 根拠法 「次世代育成支援対策推進法」

3. 計画期間 平成22年度～平成26年度

(2) 障がい者福祉分野の計画

あしかがし障害者福祉プラン (第3期計画)

1. 計画概要

障がい者を取り巻く環境や施策が大きく変化する中、その人らしく自立して暮らし、積極的に社会に参加できる環境づくりを推進すべく、これまでの計画を見直し、検証、評価する中で策定したものです。

基本理念

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、「完全参加と平等」に向けて取り組めます。

基本目標

「障がい者の自立と社会参加」を基本目標とし、障がい者が、必要なサービスを自分の意思で選択し、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会に参加できる環境づくりを進めます。

施策の体系

- (1) 総合リハビリテーションの推進
 - ① 総合リハビリテーションの推進
 - ② 相談支援体制の充実

- (2) 保健・医療の充実
 - ① 地域リハビリテーションの充実
 - ② 障害の発生予防・早期発見対策の充実
- (3) 療育・教育の充実
 - ① 療育体制の整備・充実
 - ② 義務教育における特別支援教育の充実
- (4) 障害福祉サービスの充実
- (5) 雇用・就労の推進
- (6) 社会参加の促進
 - ① 広報・啓発活動の推進
 - ② 情報提供機能の充実
 - ③ 交流・ふれあいの促進
 - ④ 生涯学習の推進
 - ⑤ 文化・レクリエーション活動の推進
 - ⑥ スポーツの振興
 - ⑦ ボランティア活動の促進
 - ⑧ 移動支援の充実
- (7) 生活環境の整備
 - ① 福祉のまちづくりの推進
 - ② 都市環境の整備
 - ③ 住宅環境の整備
 - ④ 防災対策の充実
- (8) 計画推進基盤の整備

2. 根拠法 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」

3. 計画期間 平成24年度～平成26年度

(3) 高齢者福祉分野の計画

足利市ゴールドプラン21（第5期計画）

1. 計画概要

高齢者を取り巻く状況の変化や諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき姿を、総合的かつ体系的に整理し方向性を示すとともに、介護保険の安定的な運営を目的として策定するものです。

第5期計画（平成24～26年度）は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられたものです。

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、個々の生活状況の変化に応じて保健・医療・福祉を継続的・包括的に提供する社会資源の整備が必要です。

そこで、「高齢者が生きがいをもって安全・安心に暮らせるまちをめざして」を基本理念とし、各施策の推進に当たっては高齢者の身近な地域において、市民や関係団体、事業者、行政等が互いに協力し連携、協働して取り組んでまいります。

基本方針

本計画の基本理念を具現化する方策として2つの基本方針を掲げます。

- ① いきいきとした自立生活を支援するまちづくり
- ② 安心して暮らせるまちづくり

施策の体系

(1) いきいきとした自立生活を支援するまちづくり

- ① 健康・元気アップの推進
- ② 社会活動への参加促進
- ③ 在宅福祉サービスの推進
- ④ 認知症対策の推進
- ⑤ 地域における支え合いの推進

(2) 安心して暮らせるまちづくり

- ① 居宅サービスの推進
- ② 施設サービスの充実
- ③ 介護保険事業費の見込と保険料

2. 根拠法 「老人福祉法」・「介護保険法」

3. 計画期間 平成24年度～平成26年度

(4) ひとり親家庭福祉の計画

あしかが こどもの笑顔プラン(後期計画)－(足利市次世代育成支援対策行動計画)－を含む

(5) 保健・医療分野の計画

健康あしかが21プラン（足利市健康増進計画）

1. 計画概要

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、これを地域、行政等と一体となって支援することにより、子どもから高齢者まですべての市民が生き生きと暮らせることをめざした健康づくり計画を策定するものです。

平成25年度に最終評価と見直しを行い、平成26年度からの次期計画を策定します。

基本理念

市民が主体的に健康づくりに取り組めるように、知識、技術の提供や、個人の健康づくりを容易にするための住民組織活動、関係機関、団体による環境づくりを進めることによって、市民の健康の向上と、より豊かな生活の実現をめざします。

基本目標

- ① 生活の質の維持向上
- ② 健康寿命の延伸
- ③ 壮年期死亡の減少
- ④ 親子が健やかに暮らせる社会づくり

施策の体系

- ① 一次予防の重視
- ② 生涯を通じた健康づくり

2. 根拠法 「健康増進法」

3. 計画期間 平成14年度～平成25年度（平成19年3月改訂）

(6) 防災分野の計画

足利市地域防災計画

1. 計画概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、足利市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が、その有する全機能を有効に發揮して、地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

減災方針

本市で予想される被害を、減災の視点で着実に減らすことを目標とし、以下の方針に基づいて防災施策を着実に推進する。

- 建築物の耐震化等の推進
- 地域防災力の強化
- 警戒・避難体制の強化
- 災害時要援護者避難支援体制の整備
- 孤立集落対策の強化
- 旅客等対策の整備
- 広域応援体制の強化

<災害時要援護者の安全確保>

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救出・救護対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉計画との連携のもとに行う必要がある。

(1) 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、高齢者、障がい者等のうち、災害時の避難・誘導において、特に支援を必要とする者とする。

(2) 高齢者、障がい者等に対する支援策

高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対する安全確保を図るため、自主防災組織等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行う。

○地域における災害時要援護者に対する安全性の確保

【災害時要援護者支援班の設置】

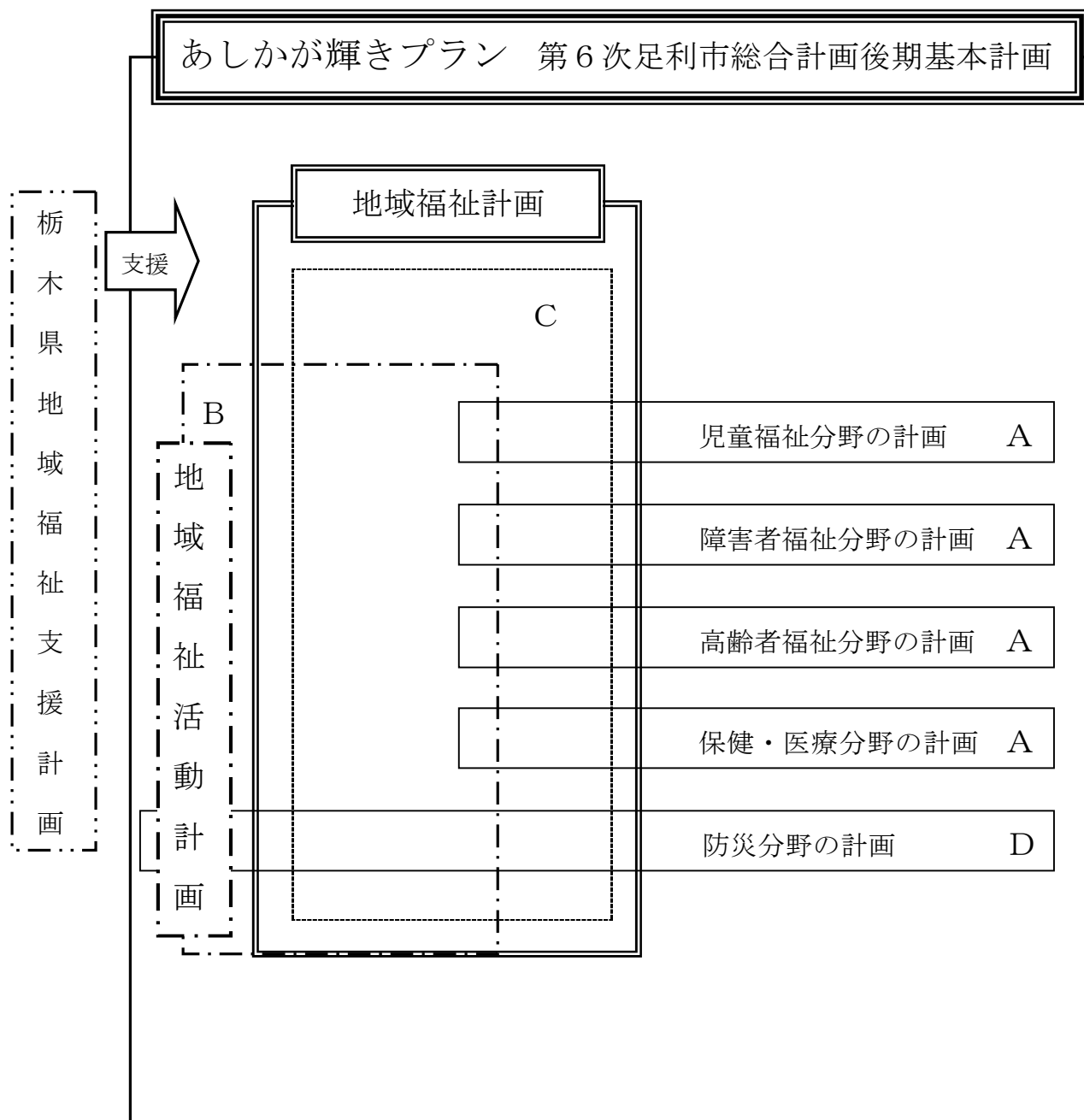
市は、災害時要援護者の支援業務を的確に実施するため、庁内に福祉部を中心とした横断的な組織として、災害時要援護者支援班を設置する。

【自主防災組織の整備】

自主防災組織の組織内に災害時要援護者支援機能を加え、具体的な援護者の支援活動に取り組むこととする。

2. 根拠法 「災害対策基本法」

(7) 本計画と各計画との関係図



- A 行政が担う事項
- B 市社会福祉協議会が担う事項
- C 地域住民や各種機関・団体が担う事項
- D 行政、市社会福祉協議会、地域住民、各種機関・団体が共同で担う事項

第2章 地域福祉の現状と課題

1 足利市の現状

本市では近年、出生数の減少や若年層の市外への流出などにより人口の減少が進んでいるなか、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。また、ひとり暮らし高齢者や核家族化などの増加により、世代間の交流や地域や家庭内での結びつきと支援力が弱くなっているなどの課題が生じてきています。

表1

人口総数の推移（推計人口） 国勢調査結果
各年1月1日現在

年次	人口総数(人)	男(人)	女(人)
昭和40年	148,608	69,910	78,698
昭和50年	161,862	78,601	83,261
昭和60年	166,938	81,910	85,028
平成2年	168,217	82,839	85,378
平成10年	165,312	81,321	83,991
平成12年	164,106	80,490	83,616
平成17年	160,617	78,498	82,119
平成20年	157,793	77,225	80,568
平成21年	156,804	76,751	80,053
平成22年	155,734	76,162	79,572
平成23年	154,326	75,310	79,016
平成24年	153,105	74,645	78,460

表 2

高 齢 化 率 の 推 移

各年 10 月 1 日現在

年 次	65 歳以上(人)	総人口(人)	高齢化率(%)
平成 15 年	33,227	164,121	20.25
平成 20 年	37,768	160,092	23.59
平成 21 年	38,825	159,173	24.39
平成 22 年	39,226	157,722	24.87
平成 23 年	39,611	156,588	25.30
平成 24 年	41,163	155,265	26.51

*人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口による数字です。

表 3

ひとり暮らし高齢者数（65歳以上）

各年 10 月 1 日現在

年 次	性 別		計(人)
	男(人)	女(人)	
平成 19 年	545	2,217	2,762
平成 24 年	882	3,013	3,895

*民生委員児童委員より提出していただいた台帳に基づく数字です。

表 4

高齢者夫婦のみ世帯数

各年 10 月 1 日現在

年 次	夫婦ともに65歳以上(世帯)
平成 19 年	5,413
平成 24 年	6,437

*住民基本台帳に基づく数字です。

表5

出生数及び合計特殊出生率

年次	出生数(人)	合計特殊出生率		
		足利市(人)	栃木県(人)	全国(人)
平成6年	1,529	1.50	1.59	1.50
平成10年	1,457	1.39	1.44	1.38
平成15年	1,340	1.36	1.38	1.29
平成19年	1,253	1.41	1.39	1.34
平成20年	1,167	1.37	1.42	1.37
平成21年	1,192	1.44	1.43	1.37
平成22年	1,125	1.39	1.44	1.39
平成23年	1,008	1.28	1.38	1.39

* 合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、ひとりの女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

2 市民が抱える課題

市民アンケートにより、提出された現状やこれからの心配事、今後の主な福祉課題等は、次のとおりです。

- ① 子育て等で、問題が起きたときなどに相談する場所がわからない。
- ② 仕事をしながら、子育てができる環境整備が必要ではないか。
- ③ 地域で協力し、子育てをし、ひとり暮らし高齢者の声かけ等、相互の見守り活動が必要になるのではないか。
- ④ ひとり暮らし高齢者のひきこもりが心配である。
- ⑤ 高齢者のふれあいの場や地域の様々な世代との交流ができるようにしてほしい。
- ⑥ 高齢者等の買い物や通院等の交通手段の確保が必要になる。
- ⑦ 障がい者の雇用促進と自立支援の人材育成が必要である。
- ⑧ 障がい者等にやさしい街づくりを考える必要がある。
- ⑨ 地域の安全や防犯には、地域全体での見守り活動が必要である。
- ⑩ 災害時の役割や避難等については、定期的に避難訓練等実施し、日頃から考えておく必要がある。
- ⑪ こどものころから地域活動等に積極的に参加し、福祉教育をしていくべきである。
- ⑫ すべての世代に福祉教育をすべきである。
- ⑬ 地区社会福祉協議会等の活動があまり知られていないので、さらに啓発する必要があるのではないか。
- ⑭ 個人情報やプライバシー保護の問題で、民生委員活動や地域活動がやりづらい場合もある。
- ⑮ ボランティア等は、機会があればやってみたいと思うが、どのように始めたら良いか分からない。
- ⑯ ひとりで寂しい思いをしている高齢者が多い。高齢者向けの集合住宅やマンション、ふれあいサロン等のある複合施設等があれば、孤独死の防止につながるのではないか。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画は、平成11年3月19日に行った「福祉都市宣言」でうたう、助け合いと思いやりの心を育み、人にやさしいまちづくりを進めることを基本理念とし、人権を尊重しあい誰もが住み慣れたまちで安心して暮らしていける地域コミュニティの実現のため、住民や団体、行政が連携して福祉活動に取り組み、様々な地域の課題を地域全体で解決していく社会をめざすものです。

○ 福祉都市宣言

平成11年3月19日

私たちを取り巻く生活環境は、少子化や高齢化などが進み、急激な社会変化の中にあります。

このような社会の中で、児童や高齢者、障害を持った人たちとともに、すべての市民が希望をもって明るく豊かに暮らせる、活力あるまちをつくることは、私たち、市民一人ひとりの共通の願いです。

よって、足利市は、助け合いと思いやりの心を育み、人にやさしいまちづくりを進めることを決意し、ここに「福祉都市」を宣言します。

2 基本目標

“あしかが輝きプラン”（第6次足利市総合計画 後期基本計画）がめざす「支え合いで人にやさしいまちづくり」を進め、「地域福祉」を推進するため、3つの基本目標を定めます。

1 安全で安心して住み続けられるまちづくり

行政からの福祉サービスだけでなく、地域住民相互の助け合い、地域における防犯・防災体制の整備により、安全で安心して暮らせる地域づくりの実現を目指します。

2 たくさんのつながりがあるまちづくり

高齢者ふれあいサロンや子育てサロンの設置、世代間交流や生涯学習の機会を促進し、地域が顔見知りになることで日頃の悩みを相談できる体制を整備し、より多くの福祉情報が得られる場所・機会を増やします。

3 参加と協働によるまちづくり

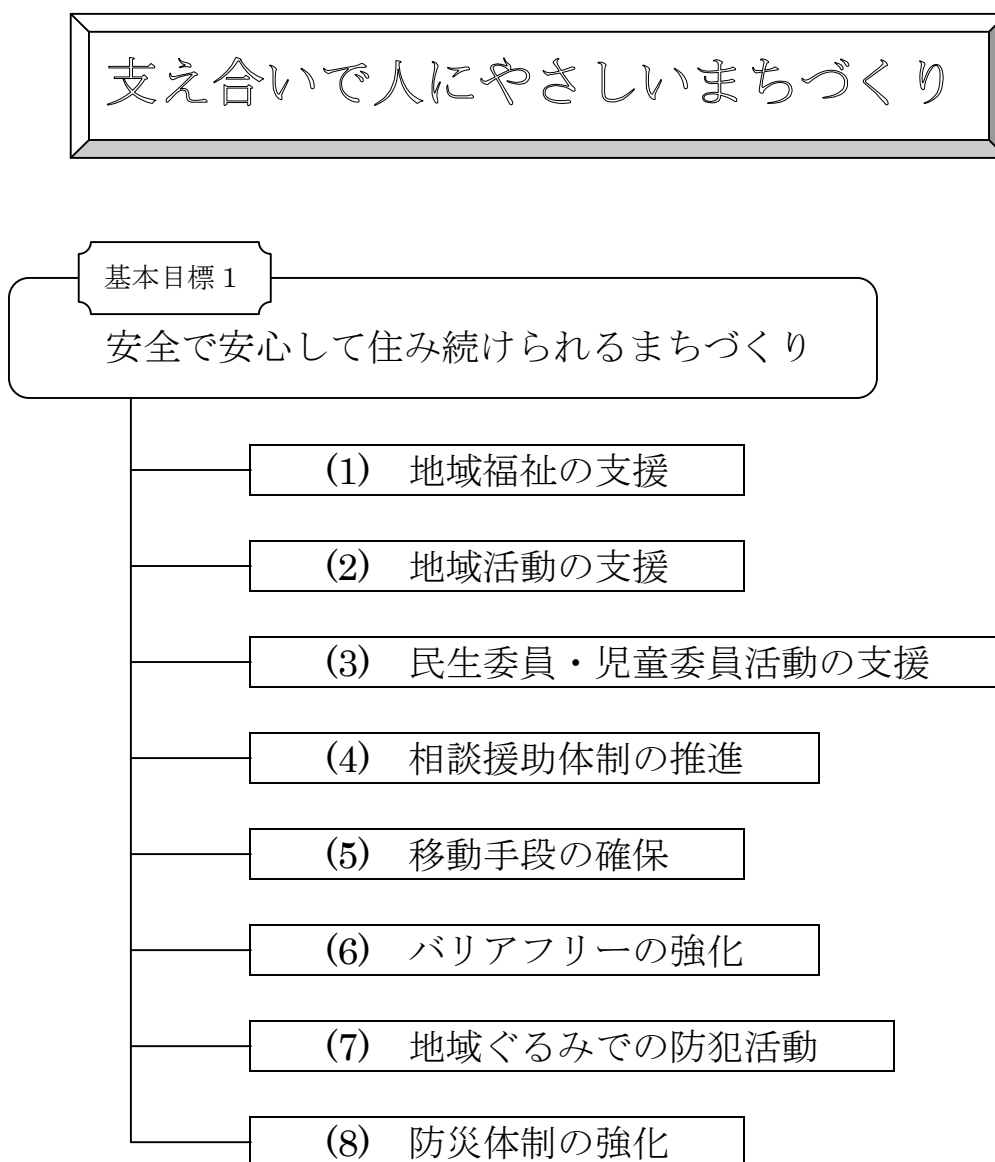
地域の課題を解決するためには、住民の参加に加え、専門的知識・技術を持った人材が必要となります。

社会体験やボランティア活動等を通して福祉への意識の高揚に努め、実践する人材の育成を支援していきます。

今後、団塊の世代の退職時期に伴う人材は地域社会の貴重な人的資源であり、掘り起こしから育成を促進します。

第4章 地域福祉施策の方向

1 施策の体系図



基本目標 2

たくさんのつながりがあるまちづくり

(1) 地域住民の憩いの場の提供

(2) 世代間交流等の促進

(3) 市社会福祉協議会の活動支援

(4) 地区社会福祉協議会の活動支援

(5) 生涯学習の機会の提供

基本目標 3

参加と協働によるまちづくり

(1) ボランティア活動の支援

(2) ボランティアの養成

(3) 福祉への意識の高揚

(4) ボランティア活動の情報提供

(5) 「愛のひまわり運動」の周知

2 施策の方向

基本目標 1

安全で安心して住み続けられるまちづくり

(1) 地域福祉の支援

住民一人ひとりが地域で自立し、社会参加と、安心して生きがいのある生活を実現させていくための支援をします。

① 障がい者支援

ア 地域の基盤整備

障がい者の自立支援の観点から、施設から地域生活への移行、就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤の整備が必要になっており、障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域におけるサービス拠点づくりや地域によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限活用した基盤整備を進めます。

イ 相談支援体制の確保

障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。さらに、相談支援の内容が細分化され、サービスの利用計画の対象者の大幅な拡大を踏まえて相談支援の供給体制の拡大、相談支援専門委員の確保が急務となっており、県等と連携を強化し、相談支援専門委員の確保に努めます。また、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

ウ 就労支援の促進

障がい者の就労支援の推進にあたっては障害保健福祉に止まらず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関等の関

連する機関による地域ネットワークの連携強化を図ります。

② 高齢者支援

ア 自立生活支援事業

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、必要なサービスを切れ目なく提供するとともに、地域包括支援センターの充実強化を進め、在宅での自立した生活を支えるため、ひとり暮らしの高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行う自立生活支援事業の利用を促進します。

イ 生活支援事業

ひとり暮らしの高齢者に対して、乳酸菌飲料を給付することにより高齢者の安否確認、孤独感の解消を図る「愛のひと声」事業や、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等に災害等の緊急事態に早急な連絡・援助体制を確立する「緊急通報システム」で、高齢者の不安の解消を図ります。

ウ 家族介護支援事業

要介護高齢者への紙おむつ券の給付や、介護者に対し慰労金を給付することにより、経済的負担の軽減や介護する意欲の向上を図り、在宅介護の継続を支援します。

③ 低所得者世帯等への支援

低所得者世帯に対し、相談・助言を行うとともに、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会等の関係機関との連携により支援を行います。

また、生活保護世帯に対しては、就労相談員やハローワーク等の関係機関との連携により、自立に向けた支援を促進します。

④ 多重債務者の債務整理支援

足利市消費生活センターに、多重債務者の債務整理支援のための相談窓口を設置し、相談内容により、弁護士・司法書士などの専門機関に導き解決を図ります。

また、地域住民との様々な接触機会がある関係各課と連携し、問題解決のため、多重債務者の発見と相談窓口への誘導に努めます。

⑤ 福祉サービス事業者一覧表の活用

福祉事業者のサービスごとの一覧表を活用し、問い合わせや相談等に迅速に対応するとともに、適切な福祉サービス利用の促進に努めます。

(2) 地域活動の支援

市民一人ひとりが、安心して自立した生活が送れるよう、地域で福祉活動をサポートできる環境を整備し支援します。

① 子育て家庭支援

ア 子育て支援

安心して子育てができる社会を築くため、子育て支援センターや子育てひろばにより育児不安等についての相談、親子交流事業、子育て中の親の交流や、子育てに関する情報提供を行います。

イ 放課後児童クラブ

共働き家庭等の児童に対し、放課後児童クラブを整備し、児童の生活の場を提供し適切な遊びなどを通して、健全育成を図ります。

ウ ファミリーサポートセンター

育児の手助けができる人(協力会員)と手助けが必要な人(依頼会員)が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化するとともに、働く人々がゆとりを持って子育てができるよう子育てと仕事の両立を支援します。

エ 安心できる環境整備

自治会設置の児童遊園の整備充実を支援し、親子が安心して遊び交流ができるよう環境作りを進めます。また、親子で安心して外出でき施設を快適に利用できるよう、「子育ておでかけ安心マップ」を配付します。

② 健康づくり支援

ア 健康づくりの推進

生活習慣病を予防するため、各自治会が中心となりそれぞれ「健康の日」を設けて生活習慣改善推進員と共に市内17公民館を拠点に、栄養講座、運動講座等の健康講座、講演会、ミニ健康展等を実施し、健康増進対策を進めます。

イ 高齢者元気アップ教室

高齢者の寝たきりゼロを目指し、ストレッチ・有酸素運動・簡単筋力トレーニングを組み合わせた「高齢者元気アップ教室」を開催し、介護予防を進めます。

③ 消費者教育の推進

消費者被害防止や消費生活向上に役立つように、消費生活展やパネル展示、広報誌などを通してさまざまな消費生活情報を提供します。

また、学校や家庭、地域の中で、消費者として必要な知識を習得できるように、消費者が抱える諸問題についてテーマを設定し、消費生活講座を実施します。

④ 在住外国人への支援促進

広報紙「あしかがみ」や市ホームページに掲載する情報について、在住外国人にわかりやすくお伝えできるよう、英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語などの多言語で提供します。

また、公共サービス、生活ガイドや緊急時対応など、日常生活に必要な情報を掲載する「市民生活ガイドブック〈多言語版〉」を配布します。

さらに、日本語に不慣れな在住外国人のために日本語講座を開催し、より住みやすい環境づくりを進めます。

(3) 民生委員・児童委員活動の支援

地域の福祉ニーズを最も身近で把握し、地域福祉の中心的な役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。

① 研修会の開催

地域住民の身近な相談相手として、日々、福祉活動に携わる民生委員・児童委員に、必要な各種研修会を開催し、必要な知識や技能の習得を支援します。

② 民生委員・児童委員の交流の場の提供

民生委員・児童委員の職務は広範多岐にわたるため、活動の中での事例等さまざまな福祉問題について、お互いの情報や経験など理解、共有できるための交流の場を充実します。

③ 情報の共有化の推進

民生委員・児童委員の活動に対しては、関係機関が保有する情報を利用するため、関係法令等に基づき情報の共有化に努めます。

(4) 相談援助体制の推進

虐待の防止や高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない方への適切な福祉サービスの選択、消費者被害の防止のため、相談援助体制を確立し、権利・財産を守り、誰もが安心して生活できるよう支援します。

① 児童・高齢者への虐待防止

児童については、児童相談所、家庭相談員、健康福祉センター、医療機関、主任児童委員、保健センター、保育所(園)、幼稚園、小中学校など関係機関からなる要保護児童対策地域協議会をとおして、関係機関が迅速な連携の下で早期発見や適切な保護を図ります。また、高齢者については、地域包括支援センターを中心に高齢者支援連携協力会議を開催し、虐待防止や認知症早期発見のための地域の支援体制づくりを進めます。

② 成年後見制度の普及と利用促進

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて権利擁護を目的とする成年後

見制度などの活用促進の支援を行いません。

③ 日常生活自立支援事業(あすてらすあしかが)の普及啓発

高齢者や障がい者の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう暮らしや福祉などに関する相談に対応し支援を行う、日常生活自立支援事業（あすてらすあしかが）の利用を促進するため、普及啓発に努めます。

(5) 移動手段の確保

高齢者や障がい者の移動手段として、誰もが安全で快適に移動する手段を検討します。

① 生活路線バスの推進

交通軸となる路線において、一定の運行ダイヤを実現するとともに日常生活に欠かせない活動を持続的に支える公共交通サービスの実現を目指します。

② 福祉タクシーの推進

電車やバス等の通常の交通機関を利用することが困難な障がい者が、通院等のためタクシーを利用する場合の福祉タクシー料金補助制度については、可能な限り継続することとし、障がい者の社会生活の向上を図ります。

(6) バリアフリーの強化

誰もが安心して暮らし続けられるよう、安全で身体状況に配慮した環境づくりをめざします。

① 道路整備

道路については、高齢者や障がい者が安心して通行できる段差の少ない歩道の整備、改善を図るとともに、交通安全のための車道への道

路標示等の設置、交差点の視認性向上等を図ります。なお、道路の危険箇所等の把握には地元住民の理解と協力を得ながら進めます。

② 公共施設整備

公共施設については、関係機関と連携を密にしながら、高齢者や障がい者が円滑に利用できるようスロープ、段差解消、自動ドア、障がい者用トイレの設置や障がい者用駐車場の整備など計画的に改修・整備を進めます。

③ 民間の建築物のバリアフリー化

民間の建築物については、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」や、「栃木県福祉のまちづくり指針」の広報啓発に努めるとともに、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に沿って、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを促進します。

④ 住宅のバリアフリー化

高齢者や障がい者が、安全で安心して生活ができるよう住宅を改造するのに必要な資金の融資あっせんを行います。

また、市営住宅についても室内の段差の解消を進めます。

(7) 地域ぐるみでの防犯活動

安全で安心な地域づくりのため、地域住民の日頃のつながりによる防犯活動の推進に努めます。

① 地域防犯活動の推進

警察や防犯協会が中心となり、地域安全防犯推進協議会などの連携により、防犯パトロールや防犯診断などの活動を行うとともに、防犯意識を高める啓発や、防犯灯の設置を進め、犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。

② 児童・生徒の安全・安心対策の充実

ア 「あんしんの家」ステッカーの掲示

子ども達の緊急避難時の駆け込み先として、青少年育成会連絡協議会が中心となり、PTAや学校と連携して協力店舗や住宅に「あんしんの家」のステッカーを掲示し、地域社会が一体で安全・安心対策に取り組みます。また、ステッカーの掲示場所や空き家などの設置状況を継続的に見直し、協力店舗や住宅の増加を図り、一層の安全・安心対策の充実に努めます。

イ 付き添い及び巡回パトロールの実施

子ども達の安全対策として、下校時を中心に、PTAや老人クラブ等地域の方による付き添いや出迎え、見守りを含めた巡回パトロールを行い、安全・安心対策の活動を無理なく効果的に継続できるよう取り組みます。

ウ 「子どもを守る防犯情報」の提供

不審者の出没状況などの情報を携帯電話等にメールで提供を行い、より多くの市民の目で犯罪の防止、子ども達の安全確保が図られるよう、登録者の増加に努めます。

エ 安全マップの作成

「通学路安全マップ」・「不審者情報マップ」などを作成し、子どもへの指導に活用するとともに、保護者や関係機関等へ配付し、防犯への協力依頼を行うなどの啓発に努めます。

オ 防犯教室の実施

小学校1年生を対象にした「あんしん教室」を実施したり、「防犯訓練」に足利警察署スクールサポーターの指導を受けたりするなど、防犯教室を充実し、子ども達の危機意識の高揚と身を守る力の育成に努めます。

(8) 防災体制の強化

地震災害や風水害等の災害に迅速に対応するためには、地域住民同士の助け合いが不可欠となることから、地域での防災体制の強化を図

ります。

① 自主防災組織との連携強化

防災に強いまちづくりには、地域住民の防災意識を高めることが必要なことから自主防災組織との連携強化を進めます。

② 災害時要援護者支援体制の強化

災害時における要援護者の避難支援について、具体的な行動がとれるよう足利市地域防災計画に基づき災害時要援護者対応マニュアルを整備し、その普及に努めます。

また、要援護者の避難支援が円滑に行われるよう災害時要援護者名簿を充実し、災害時の支援体制の強化を図ります。

③ 防災訓練・避難訓練等の実施の推進

突然発生する災害に地域住民が適切に対応できるよう、地域での防災訓練・避難訓練等の実施を進めます。

④ 災害時のボランティア

災害時には、多くのボランティアの協力が必要となるため、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネートなどについて、市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、効果的にボランティアの力を活用します。

基本目標 2

たくさんつながりがあるまちづくり

(1) 地域住民の憩いの場の提供

市民一人ひとりが、ふれあいのなかで、情報交換や悩み事相談ができ、生きがいをもって楽しく過ごせるよう、交流の場を提供します。

① 地域子育て支援

子育て中の親子が子ども同士の交流や、親同士の情報交換・悩みごとの相談を気軽に、自由な雰囲気仲間づくりができる場となる子育てサロンの設置や子育てサークルの育成を進めます。

また、児童館の利用促進を図るため、地域活動クラブの育成を進め、地域と一体となった児童の福祉向上に努めます。

② 高齢者ふれあいサロンの推進

高齢者が家に閉じこもることなく近隣とのふれあいの中で、生きがいを持って生活が送れるようにするため、高齢者ふれあいサロンの設置を進めます。

③ 社会福祉施設の利用等の促進

地域の公共的施設や社会福祉施設等を、地域のふれあいの場や交流事業の拠点としての利用促進に努めます。

(2) 世代間交流等の促進

地域で、あらゆる世代が気軽に交流を深め、お互いを理解しながら生活できるよう、交流の促進に努めます。

① 保育所や学校での地域の人々の交流の推進

保育所や学校行事として、地域のお年寄りを交えての花植え、餅つき、納涼花火大会や運動会・学習発表会など様々な事業を行い、子どもとのふれあいの場を設け、お年寄りの生きがいつくりや子どもたちの健全育成に努めます。

② 地域ふれあい講座の実施

自然を活かした遊び、伝統的な文化に触れる体験等をとおして、人に対する思いやりや物を大切に作る心を育むため、子どもたちの交流や親子で参加できるイベント、高齢者とのふれあい等の講座を実施し、人と人とのよりいっそうの出会い、ふれあい、語り合いを深めます。

③ 外国人との交流支援

相互理解を深めるために、在住外国人と市民との交流の場を提供し、外国人が地域で暮らしやすい環境づくりに努めます。

(3) 市社会福祉協議会の活動支援

本計画と市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を図るものであり、その目標を「住民参加」によって実現することも共通しています。このため、それぞれの計画の実現をお互いに支援するため、両者の連携を図ります。

(4) 地区社会福祉協議会の活動支援

地域に根ざした福祉活動を行っている地区社会福祉協議会を、さらに充実させるため、活動を支援します。

① 活動の支援

市内22地区にある地区社会福祉協議会が実施している見守り活動や友愛訪問やひとり暮らし高齢者への給食サービス、ふれあいサロン・世代間交流・子育てサロン等の地域に根ざした活動をさらに充実

させ地域住民参加の福祉活動を支援します。

② 小地域ネットワークづくりの推進

地域の福祉課題に対応した活動をより主体的に進めるため、自治会単位での支部づくりや、地域住民、地区社会福祉協議会、福祉や医療の事業者等で構成する、小地域ネットワークづくりを進めます。

③ 地域福祉指導員の強化

地域住民が自ら問題を解決するために地域福祉指導員の強化を図り、新規事業立上げの支援や育成指導を充実します。

(5) 生涯学習機会の提供

市民の学習意欲の高揚を図るため、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が学べるよう、時間や場所など参加しやすい条件に配慮しながら、誰でも気軽に学ぶことができる体制づくりを目指すとともに、『足利市の教育目標』の具現化を踏まえた多様な学習機会の提供に努めます。

① 多様な学習機会の選択

市民大学あしかが学校の認定・必修講座や年間行事、公民館事業及び関係機関・団体の講座等を紹介する「自学自習のてびき」を小・中学生がいる家庭や公民館窓口等で配布します。また、子ども向けの生涯学習メニューパンフレットの「発見！探検！かがやけ自分」を市内の全小中学生に配布します。さらに、生涯学習課ホームページにおいて、市民が必要とする学習情報を提供することにより、市民の生涯学習への意欲向上や学習参加の機会の提供に努めます。

② 市民大学あしかが学校の普及啓発

日本最古の学校「足利学校」の学び合い、自学自習の精神を受け継ぎ、市民の学習意欲の高揚を図り、その成果が地域で生かされるよう、市内全域を学習の場として各種講座に単位認定制度を導入し、足利学

校にちなんだ称号等を授与します。より多くの市民に入学していただくために、広報紙やホームページ等によりさらに普及啓発に努めます。

基本目標 3

参加と協働によるまちづくり

(1) ボランティア活動の支援

地域の福祉ニーズに対応したボランティア活動を継続し、さらに充実できるように支援します。

① ボランティアセンターの支援

市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを支援し、ボランティアのネットワーク化や活動しやすい環境づくりに努めます。

② ボランティア団体等との情報交換

足利市民活動センターや市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア・NPOなどの市民活動に関する情報拠点と位置付け、NPOやボランティアに関する講座相談を実施するほか、ホームページやメールマガジンなどによる市民活動に関する情報の収集・発信を行います。

③ ボランティア活動への参加促進

市・市社会福祉協議会による福祉教育・福祉講座を充実するとともに、市内ボランティア団体等の活動状況をホームページ等で提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。

(2) ボランティアの養成

福祉活動を進めるための人材を発掘・育成し、地域での活動を活発にするため、市社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアの養成を推進します。

① 市民の経験を活かした活動の促進

高齢者や障がい者等に係らず、市民がそれぞれの経験や能力、特技を活かしたボランティアの参加を促進し、その情報のネットワーク化を進めます。

② 専門的知識、技術を活かした活動の支援

通訳や専門知識等、看護師や保育士の資格などさまざまな技術を活かしたボランティアの掘り起こしや活用を促進します。

③ 団塊の世代へのボランティアの支援

団塊の世代の方の経験を活かしたボランティア活動への普及啓発や、それらを対象にしたボランティア講座等を開設し、活動への支援に努めます。

④ 福祉講座や研修会の実施

市民の福祉への理解を深めていくため、公民館事業や小中学校の総合学習の時間での福祉体験プログラムの実施など、福祉活動に関する研修や講座、体験学習などを実施していきます。また、市民が積極的に利用できるよう関係機関と連携し、広く普及に努めます。

⑤ ボランティアの育成支援

地域福祉の担い手の育成やボランティアセンターによる研修会等の開催及び地域福祉団体等の活動の場の提供など、市社会福祉協議会との連携を強化し、各種支援に努めます。

(3) 福祉への意識の高揚

ボランティアやNPOなどの活動が、広く住民に普及し活用されるよう広報等に努めます。

① 市民活動センターの活用促進

ボランティアやNPOなどの活動拠点である市民活動センターが、さらに市民団体等に活用されるよう広報に努めます。

② シルバー人材センターへの支援

働く意欲と能力を持った高齢者の生きがいと社会参加を促進し、地域社会の活性化を図るため、シルバー人材センターの受注の拡大や会員数の増加など、運営がより一層効率的になるよう支援します。

(4) ボランティア活動の情報提供

多くの市民にボランティア活動に関心を持ってもらうため、ボランティア活動の情報提供に努めます。

① 活動の場の情報提供

市民活動センターや市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターのネットワークを活用し、各種ボランティアの募集情報を発信し、市民活動の場の提供を行います。

② 地区社会福祉協議会の活動の普及

地区社会福祉協議会の活動内容や事業等について、地区社協だより等を充実し、より多くの市民に認識してもらうため、イベントや講習会等を実施し、さらに普及に努めます。

(5) 「愛のひまわり運動」の周知

足利商工会議所が実施している愛のひまわり運動(ひとり親家庭、障がい者(知的障害者を除く)、高齢者を対象に加盟店で5%割引で買い物ができる制度)を周知します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の公表

計画を推進するには、地域の力が重要であり、市民と行政の協働が必要となってきます。

より多くの市民に計画を周知するため、市のホームページや広報紙への掲載など、公表に努めます。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係課が一体となって進め、遂行状況や問題点を速やかに把握し、計画の進行管理を行っていきます。

3 市民・福祉事業者・行政の役割

地域福祉の推進には、市民、福祉事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって取り組んでいくことが重要となります。ここでは、地域活動においてそれぞれに期待される主な役割を明記します。

(1) 市民の役割

- ① 地域福祉を推進するには、まず市民同士が知り合いで日頃の近所づきあいがあることが重要なことから、市民の井戸端会議、日常的な仲間づくりを推奨します。そこから、隣近所の状況の変化に気を配り、特に高齢者世帯等への見守り、声かけを実践していきます。
- ② 自分にできる、または、特技を活かした福祉ボランティアなどへの参加を促します。
- ③ 災害時への対応に備えるため、地域の自主防災会へ参加し、防災訓練の実施や役割分担等を確認します。
- ④ これからの地域福祉を担う人材を発掘し、リーダー育成等に努めます。

(2) 福祉事業者の役割

- ① 地域福祉の推進のため、要請に応じて福祉ボランティアなどの受け入れを積極的に行います。
また、市民や地域福祉活動団体等の研修会などの講師派遣や施設の視察、場所の提供等を行います。
- ② 市民との交流会や相談機能の充実を図ります。
- ③ 福祉サービスに従事する人材の育成に努めます。
- ④ 災害時等の要援護者の受け入れを行います。
- ⑤ 施設等のバリアフリーの推進を図ります。
- ⑥ 相談機能の充実に努めます。

(3) 行政の役割

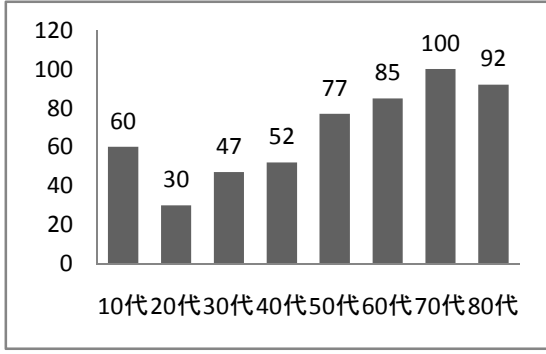
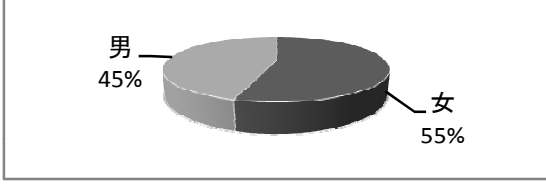
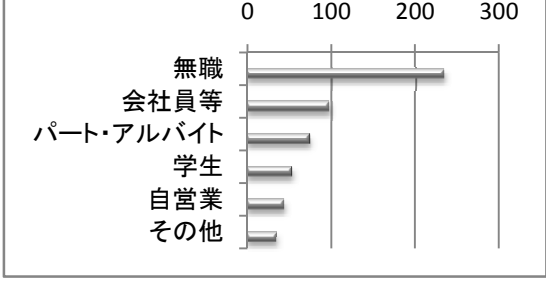
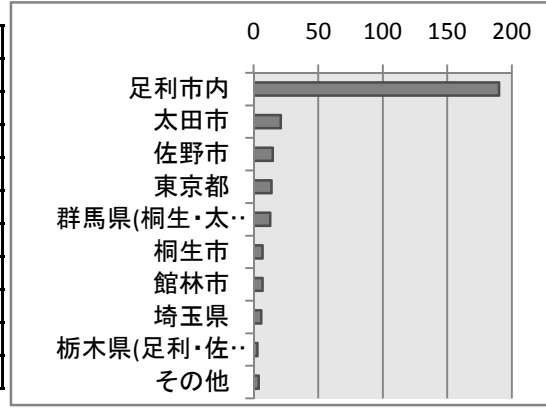
- ① 市社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉推進団体（自治会・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会等）への支援や地域福祉活動の拠点の整備に努めます。
- ② 福祉教育の推進を図り、福祉ボランティア等への活動支援や福祉サービス等に関する情報提供をします。
- ③ 災害時等における要援護者への支援策・対応を検討し「災害時要援護者対応マニュアル」の充実を図ります。
- ④ 公共施設等のバリアフリー化を進めます。
- ⑤ 高齢者や障がい者など交通弱者が移動しやすい移動手段を検討する。

參考資料編

市民アンケート結果

- 調査対象：満16歳以上の市内居住者1,200人(10代～80代各年代男性女性75人ずつ)
無作為抽出
- 調査方法：郵送方式、無記名
- 回収率：45.3%(回答者 544名)
- 調査期日：平成24年10月12日～10月31日

1 あなたのことについて、おうかがいします。

<p>質問1</p>	<p>あなたの<年齢>は、次のどれに該当しますか。</p> <table border="1"> <tr><td>10代</td><td>60</td></tr> <tr><td>20代</td><td>30</td></tr> <tr><td>30代</td><td>47</td></tr> <tr><td>40代</td><td>52</td></tr> <tr><td>50代</td><td>77</td></tr> <tr><td>60代</td><td>85</td></tr> <tr><td>70代</td><td>100</td></tr> <tr><td>80代</td><td>92</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td>544</td></tr> </table>	10代	60	20代	30	30代	47	40代	52	50代	77	60代	85	70代	100	80代	92	無回答	1	合計	544			
10代	60																							
20代	30																							
30代	47																							
40代	52																							
50代	77																							
60代	85																							
70代	100																							
80代	92																							
無回答	1																							
合計	544																							
<p>質問2</p>	<p>あなたの<性別>は、次のどれに該当しますか。</p> <table border="1"> <tr><td>女</td><td>297</td></tr> <tr><td>男</td><td>246</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td>544</td></tr> </table>	女	297	男	246	無回答	1	合計	544															
女	297																							
男	246																							
無回答	1																							
合計	544																							
<p>質問3</p>	<p>あなたの住んでいる<町名>をお書きください。 記載省略</p>																							
<p>質問4</p>	<p>あなたの職業は、次のどれになりますか。</p> <table border="1"> <tr><td>無職</td><td>234</td></tr> <tr><td>会社員等</td><td>98</td></tr> <tr><td>パート・アルバイト</td><td>74</td></tr> <tr><td>学生</td><td>53</td></tr> <tr><td>自営業</td><td>44</td></tr> <tr><td>その他</td><td>35</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>6</td></tr> <tr><td>合計</td><td>544</td></tr> </table>	無職	234	会社員等	98	パート・アルバイト	74	学生	53	自営業	44	その他	35	無回答	6	合計	544							
無職	234																							
会社員等	98																							
パート・アルバイト	74																							
学生	53																							
自営業	44																							
その他	35																							
無回答	6																							
合計	544																							
<p>質問5</p>	<p>職業をお持ちの方、学生の方におたずねします。 勤務先、通学先はどちらですか。</p> <table border="1"> <tr><td>足利市内</td><td>190</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>21</td></tr> <tr><td>佐野市</td><td>15</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>14</td></tr> <tr><td>群馬県(桐生・太田・館林以外)</td><td>13</td></tr> <tr><td>桐生市</td><td>7</td></tr> <tr><td>館林市</td><td>7</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>6</td></tr> <tr><td>栃木県(足利・佐野以外)</td><td>3</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4</td></tr> <tr><td>合計</td><td>280</td></tr> </table>	足利市内	190	太田市	21	佐野市	15	東京都	14	群馬県(桐生・太田・館林以外)	13	桐生市	7	館林市	7	埼玉県	6	栃木県(足利・佐野以外)	3	その他	4	合計	280	
足利市内	190																							
太田市	21																							
佐野市	15																							
東京都	14																							
群馬県(桐生・太田・館林以外)	13																							
桐生市	7																							
館林市	7																							
埼玉県	6																							
栃木県(足利・佐野以外)	3																							
その他	4																							
合計	280																							

質問6	足利市にお住まいになって、どのくらいになりますか。		
	5年未満	22	
	5年～10年未満	19	
	10年～20年未満	86	
	20年以上	414	
	無回答	3	
合計	544		

質問7	現在の家族構成についておたずねします。		
	親と子	231	
	夫婦のみ	125	
	親と子と孫	69	
	一人暮らし	53	
	その他	63	
	無回答	3	
合計	544		

質問8	お住まいは、どれにあてはまりますか。		
	持ち家	446	
	借家	84	
	社宅・寮	3	
	下宿・間借り	0	
	その他	4	
	無回答	7	
合計	544		

質問9	あなたは、将来も足利市に住みたいと思いますか。		
	住み続けたい	336	
	できれば住み続けたい	93	
	足利市以外に住みたい	23	
	どちらともいえない	88	
	無回答	4	
合計	544		

2 福祉のことについて、あなたの考えをおうかがいします。

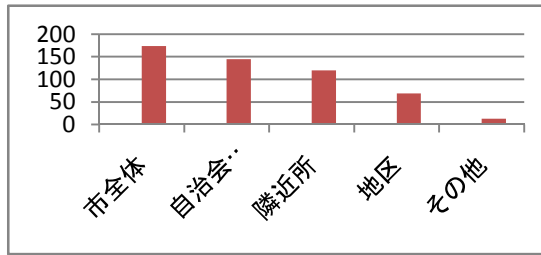
質問10	あなたは、福祉に関心がありますか。		
	関心がある	316	
	とても関心がある	128	
	あまり関心がない	84	
	まったく関心がない	11	
	無回答	5	
合計	544		

質問11	あなたは、福祉のあり方に関してどのように考えていますか。		
	自己的努力や公の制度だけでなく、住民の協力や支え合いが必要	259	
	国・県・市町村等自治体で行うもの	227	
	自己的努力や家族・親族等の協力で解決する	18	
	その他	15	
	無回答	25	
合計	544		

質問12

継続的に助け合いの活動ができる範囲は、次のどれだと思いますか。

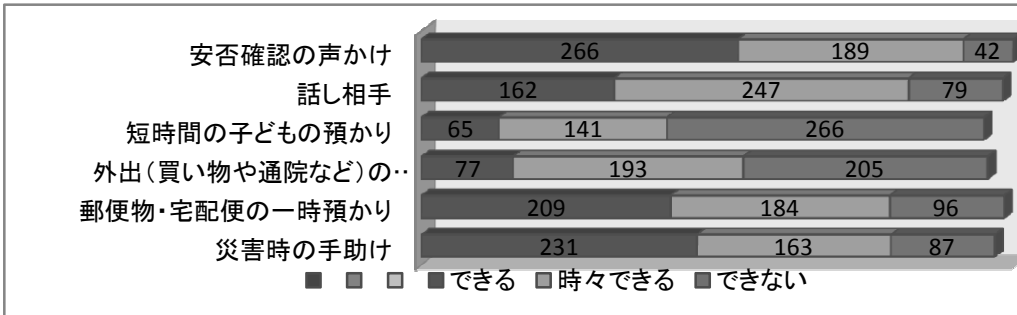
市全体	174
自治会(町内)	145
隣近所	120
地区	69
その他	13
無回答	23
合計	544



質問13

あなたは、近所の人から頼まれた場合、どのようなことができると思いますか。

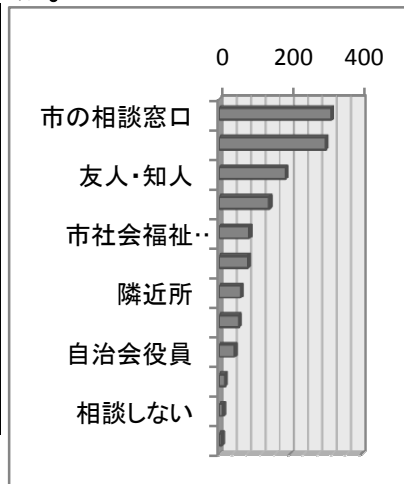
項目	できる	時々できる	できない	無回答
安否確認の声かけ	266	189	42	47
話し相手	162	247	79	56
短時間の子どもの預かり	65	141	266	72
外出(買い物や通院など)の手伝い	77	193	205	69
郵便物・宅配便の一時預かり	209	184	96	55
災害時の手助け	231	163	87	63



質問14

福祉に関して困ったときは、どこ(だれ)に相談しますか。

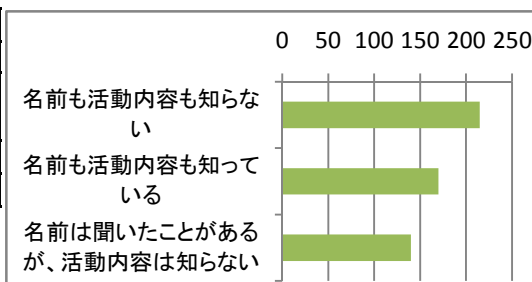
市の相談窓口	315
家族・親戚	299
友人・知人	187
民生委員・児童委員	141
市社会福祉協議会	85
地域にある福祉施設等の相談窓口	81
隣近所	61
インターネット	56
自治会役員	44
地区社会福祉協議会役員	17
相談しない	11
その他	8
合計	1,305



質問15

あなたは、あなたが住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。

名前も活動内容も知らない	215
名前も活動内容も知っている	170
名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	140
無回答	19
合計	544



質問16	足利市における福祉施策・サービスで今後充実してほしいと思うものは、次のどれですか。		
	高齢者を支援する事業	401	
	子育てを支援する事業	262	
	障がい者(児)を支援する事業	199	
	児童・青少年の福祉教育の充実	155	
	ボランティアを育成する事業	135	
	特に必要ない	19	
	その他	8	
合計	1,179		

質問17	あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。		
	市の広報紙「あしかがみ」・ホームページ	350	
	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	150	
	知り合いを通して	121	
	社会福祉協議会の窓口や広報紙「社協だより」・ホームページ	115	
	特にない	66	
	医療機関	56	
	インターネット	53	
	民生委員・児童委員をとおして	44	
	市役所の窓口・掲示板	42	
	ケアマネージャー	42	
	地域包括支援センター	11	
	その他	8	
合計	1,058		

質問18	子育てに関して充実する必要があると思うのは、次のどれですか。		
	保育園・幼稚園等の支援	284	
	児童館・放課後児童クラブ等への支援	222	
	相談窓口の拡充	180	
	子育て支援のためのグループづくり(子育てサークルなど)	153	
	近所の人たちの支援	101	
	ボランティア等による子育て支援(子育てサロンなど)	97	
	ファミリーサポートセンターの充実	51	
	特に必要はない	29	
	その他	23	
合計	1,140		

質問19	高齢者の福祉に関して充実する必要があると思うのは、次のどれですか。		
	介護保険サービスの充実	312	
	在宅支援の充実(見守り、友愛訪問等)	284	
	相談窓口の拡充	219	
	社会福祉施設の拡充	203	
	生きがい健康づくり(ふれあいいきいきサロン、介護予防事業など)	199	
	特に必要はない	11	
	その他	8	
	合計	1,236	

質問20	障がい者(児)の福祉に関して充実する必要があると思うのは、次のどれですか。		
	就労・雇用の拡充	277	
	在宅支援の充実(保険・医療等)	223	
	療育・教育の場の拡充	218	
	相談窓口の拡充	190	
	社会福祉施設の拡充	183	
	特に必要はない	10	
	その他	12	
合計		1113	

3 ボランティア活動について、おうかがいします。

質問21	あなたは、現在何らかのボランティア活動をしていますか。		
	していない	467	
	している	57	
	無回答	20	
合計		544	

質問22	質問21で「している」と回答した方におたずねします。 具体的なボランティア活動の内容をお聞かせください。 芸術・文化ボランティア(受付など) ボーイスカウト活動の支援 元気アップ教室(サークル)サポーター、包活支援センターの介護予防教室サポーター NPOに使用済切手、本等の送付 ゴミ集め、木々の枝などの伐採、草取り 更生保護女性の会で小、中学生との交流 防犯、自治会 足利市生活習慣改善推進員、足利市地域婦人連絡協議会、健康広場公民館 託児ボランティア 老人ホームへの慰問 地区体協、子供のスポーツスタッフ、学童野球の指導 絵本の読み聞かせ 部活動を通しての訪問演奏 自治会館・神社・公園等の掃除 囲碁の指導 一人暮らしの高令者に宅配サービス作り、話し相手、清掃、買い物の手伝い 公民館での講座の企画・運営のお手伝い 点訳 東日本大地震復興に協力 老人会活動、友愛訪問 消防団 デイサービスでのお話しボランティア など	
------	---	--

質問23	質問21で「していない」と回答した方におたずねします。		
	今後、ボランティア活動をしたいと思いますか。		
	今後、きっかけがあれば	287	
	今後は、ぜひしたい	21	
	今後もしようとは思わない	75	
	その他	66	
合計		544	

質問24	ボランティア活動を活発にするために必要なことは何だと思えますか。		
	活動の情報提供	318	
	広報・啓発の充実	206	
	ボランティア講座の実施	136	
	活動拠点の確保	116	
	福祉教育の充実	88	
	相談窓口の設置	68	
	その他	20	
合計	952		

質問25～28 社会福祉協議会関係 略

質問29	地域で安心して安全に生活をするためには、どのようなことが大切だと思えますか。		
	声かけ活動、見守り、友愛訪問などの事業実施	306	
	地域住民の防犯意識の高揚	300	
	防犯パトロールの実施	256	
	災害情報の提供	226	
	防犯活動を行う組織の設置	154	
	地域防災組織の設置	135	
	その他	23	
合計	1400		

※アンケート結果より

- ・福祉に「関心がある」、「とても関心がある」とした方は回答者の81.6%であり、福祉に対して高い関心を示しています。
- ・福祉の在り方に関しては、前回のアンケート(H18年11月実施)同様、「自治体の責任で行う」とするより「住民の協力や支え合いが必要」と考えている人の方がやや多くなっています。
- ・近所の人から頼まれた場合、安否確認については「できる」「時々できる」が90.8%、また、「話し相手」「できる」「時々できる」が75.1%と高く、隣近所との関係が良好であれば、見守りなど支え合いの関係が築かれるのではないかと考えられます。
- ・「民生委員・児童委員の名前も活動内容も知らない」とした人は、約39.5%でした。「福祉に関して困ったときは民生委員・児童委員に相談する」とした人は141人で、民生委員を知っていると答えた170人に対しては82.9%と高い割合になっています。
- ・子育て支援については、「保育園・幼稚園等の支援」を求めるものが25%と最も多く、次いで「児童館・放課後児童クラブ等への支援」の順となっています。子育てと仕事の両立支援が求められています。また、相談窓口や子育て支援グループへの関心もあることから核家族のため相談相手を求めていることもうかがえます。
- ・高齢者支援については、「介護保険サービスの充実」を求める人が25%、次いで「在宅支援の充実」が23%になっています。前回のアンケート調査では「生きがい健康づくり」が33%であるのに対し、今回は16%になっています。
- ・障がい者(児)支援については、前回調査と同様で「就労・雇用の拡充」が最も高い値をしめています。障がい者の自立支援が求められていることがうかがえます。
- ・「何らかのボランティア活動をしている」と回答した人は10.4%とボランティア活動をしている人が少ないのが、現状です。
- ・ボランティア活動をしていない467人のうち、「きっかけがあればしたい」「ぜひしたい」という人は全体の56.6%になることから、ボランティア活動をしていない方もきっかけや糸口があれば、ボランティア活動につながると考えられます。

潜在している人材を活用し、ボランティア活動につなげるためには、情報提供や広報・啓発などが重要であることがうかがえます。

・地域で安心して安全に生活をするためには、「声かけ活動、見守り…」が21.9%と最も多く、次に「防犯意識の高揚」21.4%があげられています。前回のアンケートでは防犯意識の高揚が26.7%、次いで「声かけ活動、見守り」を24.3%の方があげています。(複数回答)地域で安心して安全に生活するには、声かけ活動、見守り、防犯意識の高揚など身近な地域福祉活動が重要であると考えていることがうかがえます。